

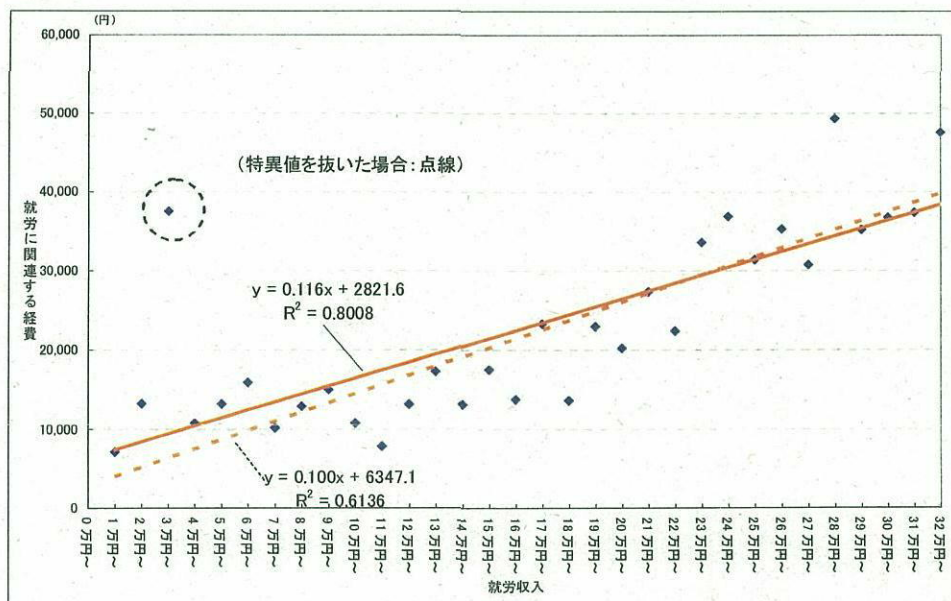
(2) 就労収入階級別にみた就労に関連する経費

- 単身世帯、夫婦子1人世帯のいずれも、就労に関連する経費と就労収入階級の間には正の相関関係がみられる。
- 就労に関連する経費と就労収入の回帰直線の傾きは、約0.1となっており、就労に関連する経費は就労収入が1万円増えるごとに1千円程度増える傾向がみられる。

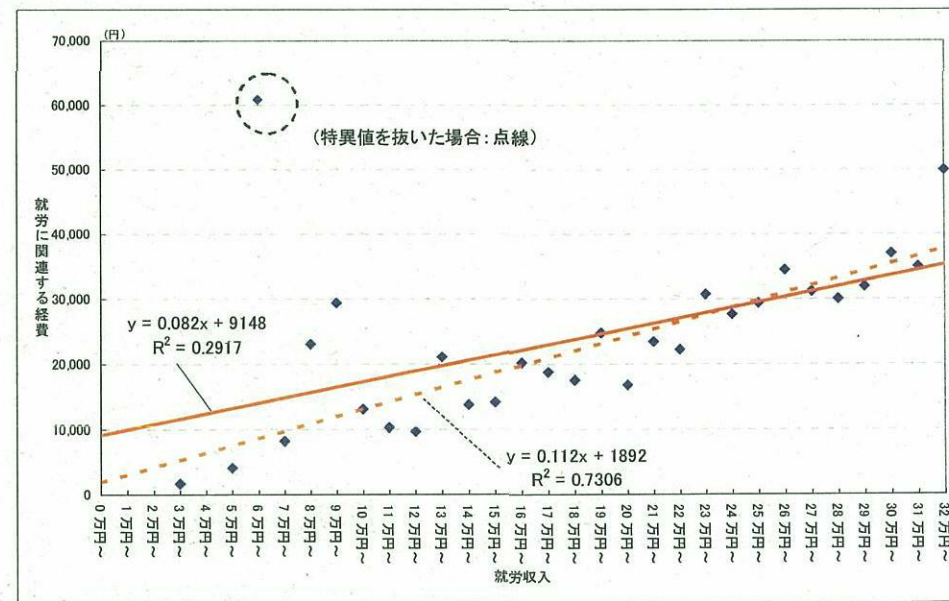
(単位:円)

世帯類型	集計世帯数	就労に関連する経費の合計																																
		1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	6万円未満	7万円未満	8万円未満	9万円未満	10万円未満	11万円未満	12万円未満	13万円未満	14万円未満	15万円未満	16万円未満	17万円未満	18万円未満	19万円未満	20万円未満	21万円未満	22万円未満	23万円未満	24万円未満	25万円未満	26万円未満	27万円未満	28万円未満	29万円未満	30万円未満	31万円未満	32万円未満	
単身 有業1人	2,569	-	7,081	13,188	37,517	10,698	13,141	15,851	10,134	12,840	14,971	10,717	7,799	13,090	17,200	13,084	17,472	13,710	23,269	13,570	22,936	20,184	27,334	22,369	33,563	36,876	31,367	35,274	30,718	49,353	35,180	36,743	37,378	47,545
夫婦子1人 有業1人	3,052	-	-	-	1,665	-	4,086	60,854	8,200	23,088	29,415	13,114	10,277	9,667	21,060	13,760	14,166	20,235	18,779	17,551	24,818	16,824	23,474	22,260	30,716	27,649	29,386	34,466	31,167	30,028	31,932	37,004	34,929	49,897

単身世帯



夫婦子1人世帯



資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

(参考) 勤労控除に関する意見

○自治体における意見

- ・勤労控除は、これから就労をする者に対しては、インセンティブが働くが、長年就労して、ある程度の収入がある者にとっては、自立阻害要因となっているのではないか。
- ・勤労控除は、就労開始当初は控除額を多めにし、就労期間が長くなるにつれて、控除額を逡減していくのがいいのではないか。
- ・就労への意欲を高めるため、自立廃止が見込めると実施機関が判断した被保護者について、自立に必要な費用を収入認定から除外し、積み立てることも考えられるのではないか。(ただし、自立ができなかった場合は、全額収入認定する。)
- ・勤労控除による可処分所得の増の効果は、被保護者には分かりづらいので、インセンティブとしての位置づけを分かりやすくすべきではないか。

○規制改革推進のための第1次答申(平成19年5月30日 規制改革会議)

生活保護制度、あるいはその運用が、必ずしも生活保護層の就労意欲を高めることに繋がっていないという現状がある。例えば、生活保護受給者が就労すると、稼得した賃金のうち就労のために必要とされる費用を超える額は、生活保護給付から減額される。また、就労によって生活保護から脱却できるほどの賃金の場合、生活扶助だけでなく、医療扶助、住宅扶助等も失うこととなり、生活水準が実質的に低下する場合もある。生活保護から脱し、再チャレンジを目指す人の意欲が削がれることのないよう制度の見直しを行うべきである。